

令和6年度 水道施設工事請負業者 等級別格付けについて

令和6年4月1日
八尾市水道局

1. 基本的な考え方

- (1) 各等級の発注標準金額及び総合点数は、令和5年度と同様とする。
- (2) 発注に際しては、過去の受注実績等を勘案して、業者の施工能力等を超えた発注が生じないように調整する。
- (3) 水道施設工事はA等級からE等級までの5段階に区分する。
- (4) 前年度の等級格付に比較して2等級以上の急激な等級変更になる場合は、これを1等級以内に調整する。
- (5) 「市内新規格付業者（八尾市建設工事等入札参加資格者名簿に継続して登録している市内業者で、新たに水道施設工事対象業者の資格を有することとなった者）」及び「市内新規登録明け業者（前年度に新規登録した業者）」は、D等級以下に格付する。

2. 水道施設工事について

等級	発注標準金額	総合点数	該当市内業者数
A等級	1億5千万円以上	1000点以上	1者
B等級	1億5千万円未満 3千万円以上	1000点未満 800点以上	23者
C等級	3千万円未満 5百万円以上	800点未満 670点以上	31者
D等級	5百万円未満 2百万円以上	670点未満 600点以上	13者
E等級	2百万円未満	600点未満	12者

なお、水道施設工事以外の格付対象業種（土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事）における格付等については、契約検査課と同じ取扱いとする。

令和6年度 水道施設工事対象業者 格付表

格付調整

1. 前年度の等級格付に比較して2等級以上の急激な等級変更になる場合は、これを1等級以内に調整する。
2. 「市内新規格付業者（八尾市建設工事等入札参加資格者名簿に継続して登録している市内業者で、新たに水道施設工事対象業者となった者）」及び「市内新規登録明け業者」は、D等級以下に格付する。
3. 市外業者としての登録実績の有無にかかわらず、本市に新規登録する市内業者は「市内新規登録業者」とする。

なお、水道施設工事以外の工種（土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事）の格付については、契約検査課の格付と同じ取扱いとする。